船舶事故調査報告書

令和７年１１月１９日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和６年１１月１６日　０９時５０分頃
発生場所	島根県浜田（はまだ）市浜田港北西方沖 馬島（うましま）灯台から真方位２９５°　１．９海里（Ｍ）付近 （概位　北緯３４°　５５．０′　東経１３２°　００．６′）
事故の概要	遊漁船第二十二昌栄（しょうえい）丸は、南西進中、また、漁船厳島（いつくしま）丸は、船首を南西方に向けて漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和６年１２月１３日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	 Ａ　遊漁船　第二十二昌栄丸、４．９トン ＳＮ３－２０３５８（漁船登録番号）、個人所有 第２９０－６５５９３号（船舶検査済票の番号） Ｂ　漁船　厳島丸、０．９９トン ＳＮ３－１４６１８（漁船登録番号）、個人所有 第２７２－２４４４３号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	Ａ　船長Ａ、一級小型・特定 Ｂ　船長Ｂ、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	Ａ　右舷船首部外板に擦過傷 Ｂ　左舷船尾部舷縁に破損、左舷中央部のハンドレール及び船首部足場の手すりに曲損等
気象・海象	気象：天気　晴れ、風　ほとんどなし、視界　良好 海象：波高　約０．５ｍ
事故の経過	Ａ船は、船長Ａが１人で乗り組み、釣り客８人を乗せ、遊漁の目的で、浜田港の定係地を出航し、浜田市馬島北北西方沖２．３Ｍ付近の漁場に至り、漂泊して遊漁を開始した。 船長Ａは、０９時４４分頃、釣果が少なかったので、馬島西南西方沖２．２Ｍ付近の水深約６０ｍの釣り場（以下「本件釣り場」という。）に移動を開始した。 船長Ａは、レーダーレンジを約０．５Ｍとし、周囲を目視及びレーダーで確認したが、航行の支障となる他船を認めなかった。 船長Ａは、操舵室の右舷側操縦席に腰を掛け、時々船首方を見ながら、本件釣り場の位置を確認しようとＧＰＳプロッターの画面に意識を向けて、１３ノットの対地速力で手動操舵によりＡ船を南進させた。 Ａ船は、本件釣り場に向かう真方位約２３０°に変針し、船長Ａが

	本件釣り場の正確な位置を確認しようとＧＰＳプロッターの画面に意識を向けていたところ、右舷船首部とＢ船の左舷船尾部とが衝突した。 　船長Ａは、Ａ船を直ちに停船させ、Ｂ船に近づいて船長Ｂの負傷の有無及びＢ船の損傷状況を確認し、浜田港に帰港した後、海上保安庁に通報した。 　Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、浜田港の定係地を出航した。 　Ｂ船は、馬島西北西方沖の漁場に至り、船首を南西方に向け、時々船外機を作動させながら漂泊し、一本釣り漁を行っていた。 　船長Ｂは、釣果がないので漁具を取り替えることとし、船外機を停止し、周囲を見たところ、右舷船尾方１，０００ｍ付近に南進中のＡ船を認めた。 　船長Ｂは、Ａ船の進路からＢ船に衝突することはないと思い、右舷船尾部で下を向いて漁具の取替えを開始した。その後周囲の状況を確認しようと顔を上げたところ、左舷後方至近にＢ船に向かって接近するＡ船を認めたが、どうすることもできず、Ｂ船とＡ船とが衝突した。 　船長Ｂは、船長Ａと損傷状況等の確認をした後、Ｂ船を自力で航行させて定係地に向かった。 　Ａ船は、船首方に死角はなかった。 　Ｂ船は、汽笛を備えていなかった。 （付図１　事故発生経過概略図　参照）
分析	Ａ船は、南西進中、船長Ａが、操縦席に腰を掛けて、本件釣り場の正確な位置を確認しようとＧＰＳプロッターの画面に意識を向けて、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のＢ船に気付かず、Ｂ船と衝突したものと考えられる。 　船長Ａは、釣り場を移動する際、周囲を確認したところ、航行の支障となる他船がいないと思ったことから、ＧＰＳプロッターの画面に意識を向け、周囲の見張りを適切に行わなかったものと考えられる。 　Ｂ船は、船首を南西方に向けて漂泊中、船長Ｂが、右舷船尾部で下を向いて漁具の取替えを行い、Ａ船に対する継続した見張りを行っていなかったことから、Ｂ船に向かって接近するＡ船に気付くのが遅れ、Ａ船と衝突したものと考えられる。 　船長Ｂは、右舷船尾方１，０００ｍ付近に南進中のＡ船を認めた際、Ａ船の針路からＢ船に衝突することはないと思ったことから、Ａ船に対する継続した見張りを行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、Ａ船が南西進中、Ｂ船が船首を南西方に向けて漂泊中、船長Ａが、ＧＰＳプロッターの画面に意識を向けて、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、前路で漂泊中のＢ船に気付かず、ま

	た、船長Ｂが、下を向いて漁具の取替えを行い、Ａ船に対する継続した見張りを行っていなかったため、Ｂ船に向かって接近するＡ船に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・小型船舶の船長は、周囲を確認して航行の支障となる他船を認めなかった場合でも、船体が小さな船舶等を見落としていることがあるため、航行中は、ＧＰＳプロッターの画面等に意識を向け過ぎることなく、常時適切な見張りを行うこと。 ・漂泊中の小型船舶の船長は、他船の進路から自船に接近することはないと判断した場合でも、他船が進路を変えて自船に接近することもあるため、他船の動静を継続して監視するとともに、他船が自船に向かって接近する場合には、自船を移動させるなどして衝突を避ける措置を採ること。 ・船長は、事故が発生した場合、速やかに海上保安庁に通報すること。
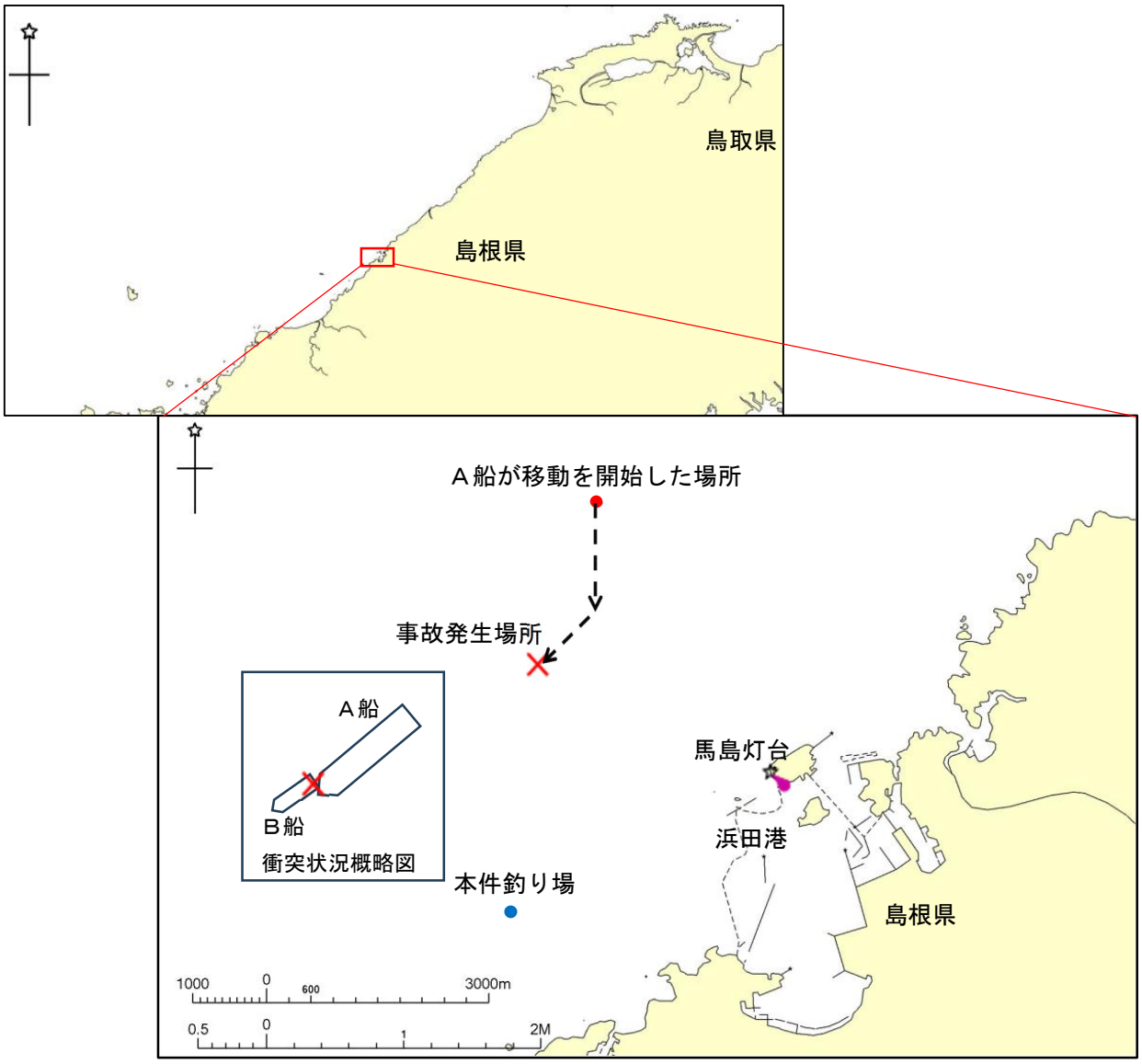
付図１　事故発生経過概略図